



防災行政無線デジタル化と地域内情報伝達設備整備事業（案）

平成31年2月現在

	いままで	これから	スケジュール（案）
	防災行政無線を使い「防災・緊急情報」と「地域情報（行事のお知らせなど）」を放送	防災行政無線は「防災・緊急情報のみ」放送 地域情報は別の方法で提供	

●防災行政無線デジタル化整備事業

屋外スピーカー	アナログ	デジタル	平成31年度・設置場所確認
(放送内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急情報</li> <li>&lt;災害・避難情報、行方不明など&gt;</li> <li>・ミュージックチャイム（1日4回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急情報</li> <li>（災害・避難情報、行方不明など）</li> <li>・ミュージックチャイム（回数は今後検討）</li> </ul>	平成32年度・デジタル子局設置工事 アナログ子局撤去 デジタル放送開始
戸別受信機	アナログ	デジタル	
(貸出条件)	なし（町内全戸に貸出）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1自治会2台まで</li> <li>（自治会長、自主防災会長宅等）</li> <li>・条件付きで希望者貸出（民生委員等）</li> </ul>	平成32年度・戸別受信機（デジタル式）設置
(放送内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急情報</li> <li>&lt;屋外スピーカーと同じ内容&gt;</li> <li>・地域情報（1日2回／朝、夜）</li> <li>&lt;行事やイベントのお知らせ、生活情報（ごみ収集、健康診断など）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急情報</li> <li>&lt;屋外スピーカーと同じ内容&gt;</li> </ul>	平成33年度・戸別受信機（アナログ式）撤去

※防災ラジオ導入案（平成31年度・発信機器整備、平成32年度・ラジオ本体販売）

●地域内情報伝達設備整備事業・・・設備整備の主体者は各自治会（町内会）

①音声告知専用端末機器設置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域情報</li> <li>&lt;放送内容、放送頻度については今後検討&gt;</li> </ul>	平成31年度・意向調査
④音声告知専用端末+接続機器+既存の集落放送設備	—	平成32年度・補助金申請受付開始
②有線放送設備設置事業	—	
③地域無線システム設置事業	—	

# 鳥取市地域内情報 伝達設備整備事業補助金

地域社会では、過疎化、少子化、高齢化等の課題を抱えており、住民相互の助け合いによる安心・安全確保や、地域の活性化がこれまで以上に求められています。

本市では、地域コミュニティ活動を円滑に行うために、町内会、集落、自治会（以下「町内会等」）の連絡など、身近な情報を伝達する情報伝達設備の整備にかかる経費について一部助成しています。

## 《補助事業内容》

補助対象事業	補助対象経費	補助率	上限補助額
(1) 音声告知専用 端末機器設置事業	音声告知専用端末機器の購入費及び これらの設置に要する標準的工事費から <u>10,000円を差し引いた経費</u> ↓ 利用者の負担額は1世帯当たり 10,000円となります	10分の10	1町内会等につき、音声告知専用 端末機器等を購入設置した世帯 数に次の額を乗じた額 (1) 日本海ケーブルネットワークエ リアの場合 19,160円 (2) いなばびよんびよんネットエリ アの場合 36,980円
(2) 有線放送設備 設置事業	スピーカー、放送卓、アンプ、ケーブル、 マイク、ポール、非常用電源等の設備の設 置経費等	2分の1	1町内会等につき 2,500,000円
(3) 地域無線シス テム設置事業	戸別受信機、放送卓、アンプ、アンテナ、 マイク、非常用電源等の設備の設置経費 等	2分の1	1町内会等につき 2,500,000円

## 《補助対象者》

鳥取市自治連合会に加盟する町内会等

ただし、新規で地域内情報伝達設備を整備する町内会等については自治会加入世帯の8割以上の世帯が本事業に取り組むことが必要です。

※ 複数の町内会等で構成する組織でも可能です。

## 《事業実施期間》

平成29年4月1日から平成35年3月31日まで

## 《その他》

本補助金の利用は、期間内に1回限りとします。

ただし、「音声告知専用端末機器設置事業」に関して、  
利用後に新規設置者が出た場合は、この限りではありません。

### 補助受付開始スケジュール(案)

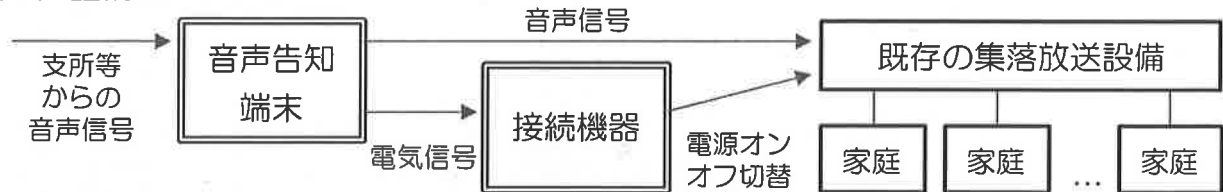
平成29年度から	鳥取地域・国府・青谷
平成30年度から	気高・鹿野
平成31年度以降	福部・佐治・河原・用瀬
※現時点での計画であり変更になることがあります。 また、平成31年度以降の各地域の補助受付の開始 時期は別途ご案内します。	

## 《地域から要望をいただいていた「既存の集落放送設備と音声告知専用端末機器を接続し、支所等からの放送を聞くこと」について》

ケーブルテレビ業者等と調整を行ってきた結果、対応する音声告知専用端末機器の導入などにより実現の見通しが立ったため、平成31年4月以降、本補助制度の対象とする予定で検討を進めています（制度が決定しましたら改めてご案内します）。

実施にあたっては、ケーブルテレビ業者、接続機器を作製する電気工事業者との調整が必要になりますので、事業実施を検討される場合は、下記問い合わせ先（各総合支所地域振興課）にご相談ください。

### （1）整備のイメージ



### （2）補助対象経費の考え方

- ・音声告知端末費用、接続機器費用、関連工事費用等
- ※ケーブルテレビ加入関連費用、月額利用料は補助対象外
- ※補助率・上限補助額は、表面記載の有線放送設備・地域無線システム設置事業と同様

### （3）留意事項

- ・町内会所有の放送設備によっては、機器接続が出来ない場合があります。
- ・音声告知専用端末は、ケーブル線の維持管理等をケーブルテレビ業者が行いますが、集落放送設備は、町内会で維持管理していく必要があります。

## 《問い合わせ先》

事業実施を検討される場合は、実施前に下記連絡先までご相談ください。

◇鳥取地域・・・企画推進部地域振興局協働推進課 コミュニティ支援係

〒680-8571 鳥取市尚徳町 116 【市役所本庁舎3階】

電話：(0857) 20-3171

◇支所地域・・・各総合支所 地域振興課

- |     |           |                  |                   |
|-----|-----------|------------------|-------------------|
| ・国府 | 〒680-0197 | 鳥取市国府町宮下 1221    | 電話：(0857) 39-0555 |
| ・福部 | 〒689-0102 | 鳥取市福部町細川 668     | 電話：(0857) 75-2811 |
| ・河原 | 〒680-1221 | 鳥取市河原町渡一木 277    | 電話：(0858) 76-3111 |
| ・用瀬 | 〒689-1201 | 鳥取市用瀬町用瀬 832     | 電話：(0858) 87-2111 |
| ・佐治 | 〒689-1313 | 鳥取市佐治町加瀬木 2519-3 | 電話：(0858) 88-0211 |
| ・気高 | 〒689-0331 | 鳥取市気高町浜村 282-1   | 電話：(0857) 82-0011 |
| ・鹿野 | 〒689-0405 | 鳥取市鹿野町鹿野 1517    | 電話：(0857) 84-2011 |
| ・青谷 | 〒689-0592 | 鳥取市青谷町青谷 667     | 電話：(0857) 85-0011 |

◇各ケーブルテレビ事業者

- ・日本海ケーブルネットワーク(株) 営業推進部 電話：(0857) 21-2255
- ・(株)とっとりテレポート 業務部 電話：(0857) 22-6111